

第 18 回国際植物防疫条約（IPPC）総会（CPM-18）の結果概要

開催日：令和 6（2024）年 4 月 15 日（月）～19 日（金）

場 所： 国連食糧農業機関（FAO）本部（イタリア・ローマ）

参加国： 110 か国（加盟国は 185 か国）

出張者：農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 小林国際室長、山本課長補佐、山田生産安全専門官、神戸植物防疫所 松井業務部長

概 要：

1. 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）案の採択

採択に諮られた以下の 4 本の新規又は改正 ISPM 案は、修正なく採択された。

- ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」附属書「ハマキガ科（*Thaumatotibia leucotreta*）に対するオレンジの低温処理」
- ISPM37「ミバエ科に対する果実の寄主ステータスの決定」の附属書「利用可能な情報の評価基準」
- ISPM 4「有害動植物無発生地域の設定のための要件」の改正
- ISPM 5「植物検疫用語集」の改正

2. 海上コンテナに関する CPM 勧告の改正

2015 年に採択された海上コンテナに関する CPM 勧告を改正する CPM 勧告案が提案され、一部パラグラフの順序を入れ替えた上で採択された。また、引き続きフォーカスグループで、改正 CPM 勧告の有効性の評価や長期的なガイダンス策定の可能性について議論を継続することに合意した。フォーカスグループのメンバーに業界代表を含めるかどうかについて議論があり、業界を含めて議論していくことで IPPC の活動に対する信頼が得られ透明性も確保されること、物流への影響を最小限とするために業界からの意見は重要であること、取り組みには業界の協力が不可欠であること等を踏まえ、業界代表を含めることに合意した。フォーカスグループからの最終報告は、CPM-21 (2027) に行うこととされた。

3. 電子植物検疫証明（ePhyto）システムの維持・運用のための持続的な資金調達

各国が電子植物検疫証明（ePhyto）を交換するために開発・運用されている ePhyto システムの維持・運用に係る経費を調達するため、ePhyto システムを利用する国からの資金提供を求める資金調達モデルが提案された。各国の発展度合いに応じた基本料金（base fee）、利用量に応じた利用料金（usage fee）を各国に割り当てる仕組みが提案され、議論の結果、2 年間を移行期間とし 2 年後に資金調達モデルの見直しを行うこと、義務的な拠出としないこと等を決議事項に明記した上で、資金調達モデルに合意した。

4. ワンヘルス

ワンヘルスにおける IPPC の関与を引き続き議論するため、フォーカスグループの設置が提案された。フォーカスグループのタスクに、予備調査を行い植物衛生のワンヘルスアプローチへの貢献を特定すること等を盛り込み、フォーカスグループから CPM-20 (2026) で最終報告することとして合意された。

5. 抗微生物剤 (antimicrobials) に関する IPPC サーベイ

事務局から、2023 年に加盟国に対し行われた抗微生物剤の使用実態に関するサーベイの暫定的な結果について報告があり、今後の調査について議論が行われた。抗微生物剤の薬剤耐性 (AMR: antimicrobial resistance) に係る調査を進めることとして、調査の対象とする真菌を対象とした殺菌剤は、農薬としてだけでなく動物又はヒトの医薬品にも使用される化学物質のみに限定することが合意された。

6. バナナの新パナマ病 (TR4) に関する報告

昨年の総会において中南米・アフリカ諸国から、バナナの深刻な病害である新パナマ病に対応するため、国際的な協調の下でのアプローチや発生国への支援の要請があり、これに応じて事務局が実施した発生時のシミュレーション訓練やウェビナー開催等の活動が報告された。中南米諸国から、TR4 による経済的・社会的影響は甚大でバナナ生産国・消費国の両方にとっての脅威であり、食料安全保障に関わる問題であることから、TR4 に関する活動を最優先事項とし、抵抗性品種の開発や、サーベイランス、診断及び予防等の活動への投資を要請する意見が提出された。

7. サイエнтиフィックセッション

ISPM14「病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチにおける総合的措置の利用」で定めるシステムズアプローチ (SA) の実施事例として、豪州、アルゼンチン、米国から各国の取り組み事例と課題を紹介。SA を導入する上での課題として、措置の効果の量的な評価、セクター間の合意と協力、効果的なコミュニケーション等が挙げられ、中南米理事から、SA は消毒処理と同様に輸入国の保護水準を満たすための重要な選択肢の 1 つであり、科学ベースの非貿易制限的な措置になり得る旨説明があった。

8. CPM 附属機関の委員の確認

アジア地域の CPM 理事については、昨年就任した農林水産省神戸植物防疫所 松井衛 業務部長が引き続き務めることが確認された。

(以上)